

(5) いじめ防止基本方針

村松小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標「未来に夢を描き、時代をよりよく生きようとする子どもを育成する」の具現化に向け、「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識をもち、心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校と保護者及び地域が一体になって児童を守り育むとともに、心豊かで安全で安心して生活し学ぶことができる村松小学校を創っていく。

いじめを生まない学校運営や学級経営に努めるとともに、いじめに関する児童の実態について、定期的な諸調査を行うなどしていじめの早期発見・即対応に努める。いじめられている児童については、学校が総力を挙げて徹底して守り通す。いじめる児童については毅然とした厳しい指導を行う。

【めざす 子ども像】

- 自分で、考え行動できる子
- 私も友だちも大切にできる子
- 心身ともにたくましい子

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任
代表複数名、当該学級担任、養護教諭、特別支援教育
コーディネーター

専門家、外部関係者

SC、学校評議員、児童委員・民生
委員
必要に応じて臨床心理士やSSW
などの専門家派遣を要請する。

P T Aや地域との連携

- 日常の授業参観や長崎っ
子の心を見つめる教育週
間での学校公開
- 学級懇談会
- 学校だより、学年・学級だ
より等による情報提供

関係機関との連携（情報共 有の促進）

- 長崎市教育委員会
- 長崎市子育て支援課
- 時津警察署、村松駐在所
- 琴海地域センター
- 長崎大学

児童会

- 学級会での話し合い活動や学
級活動、児童会での代表委
員会や全校活動などを通し
て、自己決定能力や自己指
導能力を育成し自主的・主
体的な取組を促す。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ①校内指導体制の確立
- ②教職員の指導力の向上
- ③人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤児童の自己肯定感の育成
- ⑥児童の自己指導能力の育成
- ⑦家庭、地域社会、関係機関との連携強化
- ⑧いじめ防止の学校基本方針の周知
- ⑨学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

- ①教職員による観察や情報交換（5W1H気づきメモなどの活用）
- ②定期的なアンケート調査や個人面談などの実施（学期に1回以上）
- ③教育相談体制の整備（SC：スクールカウンセラーの活用）
- ④情報の共有（PTAや関係団体との組織的・協働的な連携体制の構築）
- ⑤相談機関などの周知（学校外の相談窓口に関する継続的な周知や広報）

いじめに対する措置

- ①いじめの発見や相談を受けた場合の対応
- ②組織的な対応
- ③いじめられた児童及びその保護者への支援
- ④いじめた児童への指導及びその保護者への助言
- ⑤集団への働きかけ
- ⑥ネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

- ①重大事態の正確な状況把握（生命や心身又は財産への危機、長期間の欠席、その他）
- ②市教委への迅速な報告
- ③公平性と中立性を確保し、プライバシーに配慮した「いじめ対策委員会」などによる事実関係調査
- ④市教委への調査結果の報告及び提供（場合によっては再調査を実施）

いじめが発生した場合の対応（フロー図）

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

→ 直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

いじめられている児童が発するサイン

- ①からだや体調
 - ☐衣服の汚れや体の傷やあざなど
- ②しぐさや態度
 - ☐おびえや集中力のなさなど
- ③友達との関係
 - ☐交友関係の急な変化やあだ名呼称など
- ④生活面
 - ☐靴隠されやあだ名落書きなど

学校生活場面でのチェックポイント

- ①学級の雰囲気
 - ☐意欲の欠如や覇気のなさなど
- ②登校時や朝の会
 - ☐遅刻や欠席が目立つなど
- ③授業時間
 - ☐一人で活動することが多いなど
- ④給食時
 - ☐デザートを他人に与えているなど

- ⑤休み時間
 - ☐必要以上に保健室に行くことが多いなど
- ⑥掃除や諸活動
 - ☐いつも片付けをさせられているなど
- ⑦学級活動や班・係活動
 - ☐席替えの後、机を離れたがるなど
- ⑧放課後
 - ☐友達より担任と話したがるなど

家庭でのチェックポイント

- ①服装 ☐破れや乱れなど
- ②持ち物 ☐学用品の汚損
- ③金銭 ☐金遣いや持ち出しなど
- ④家庭学習 ☐成績の著しい低下など
- ⑤態度やしぐさ ☐登校しぶりなど
- ⑥からだや体調 ☐あざや傷があるなど
- ⑦友人関係 ☐不快な呼び名など

いじめている子が家庭で出すサイン

- ☐金遣いの荒さ、言葉遣いや素行の悪さなど

年間計画

月	内 容	月	内 容
4月	○児童支援計画の共通理解 ○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会 ○PTA総会	1 0月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会
5月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会	1 1月	○生活アンケート実施
6月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会 ○教育週間（道徳授業参観）	1 2月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会 ○人権集会
7月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会 ○個人面談	1月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会
8月	○校内支援委員会	2月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会
9月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会	3月	○生活アンケート実施 ○生徒指導・児童理解研修会

様々な相談機関

相 談 窓 口	電話番号	相 談 時 間	
こども総合相談（子育て支援課）	095-822-8573	8:45～17:30	（月～金）
長崎市こども相談センター	095-829-1122	8:45～17:30	（月～金）
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275	9:00～16:00	（月～金）
長崎市こども・子育てイーカオ相談	095-822-3725	8:45～17:30	（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45	（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00	（毎日）
長崎子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）	095-824-6325	10:00～22:00	（月～水、 金）
		10:00～18:00	（土）
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	（毎日）
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15	（月～金）
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間	（毎日）